

議案第 1 3 号

飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日 提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う改正

飛驒市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年飛驒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「就労自立給付金の支給」を「就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改正案		
第1条～附則 略 別表第2 (第4条関係)			第1条～附則 略 別表第2 (第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
略	略	略	略	略	略
3 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、 <u>就労自立給付金の支給</u>	身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの	3 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、 <u>就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給</u> 、保護に要	身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
	する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの		する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	る生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
略	略	略	略	略	略
10 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの	10 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は <u>就労自立給付金の支給</u>			生活保護法による保護の実施又は <u>就労自立給付金若しくは</u>

	であって規則で定めるもの	_____に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		飛騨市福祉医療費助成に関する条例による福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
以下 略		
以下 略		

	であって規則で定めるもの	進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		飛騨市福祉医療費助成に関する条例による福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
以下 略		
以下 略		

飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
(案) 要旨

1 改正の趣旨

生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う改正

2 改正の内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務に進学準備給付金に関する事務を加えるもの。

3 施行日 公布の日